



Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2015年10月1日号

広島事務所 パートナー 春木 伸治(税理士)

平成27年から始まる相続税の改正

1 はじめに

近年、新聞雑誌等で「相続税増税」、「相続対策」といった相続税・贈与税を取り上げた記事を見ることが多くなった。これは、平成25年度税制改正、平成27年度税制改正により相続税・贈与税の改正が平成27年1月から適用になるためである。これまで相続税に関心がなかった方も、財産次第で課税の可能性があり、今まで以上に意識する必要がある。また、オーナー経営者にとっても、事業承継(経営承継と財産承継)の観点から、財産承継について相続対策の再検討が必要と考えられる。

本ニュースレターでは、相続税改正後の最初の申告時期(平成27年11月2日)が目前であり、今回改正された相続税の概要について紹介する。

2 平成27年1月以降に適用となる主な相続税・贈与税の改正

平成27年に適用となる相続税・贈与税の改正は、平成25年度および平成27年度の税制改正から構成される。

相続税・贈与税に関するものとして主なもの

項目	関連条文	適用時期
相続税の基礎控除の縮小	相法15①	平成27年 1月1日 以降
相続税の税率構造の見直し	相法16	
小規模宅地等の特例の適用面積拡大	措法69の4	
未成年者・障害者控除の見直し	相法19の3①、相法19の4①	
事業承継税制の見直し	措法70の7の2、70の7の4、70の7	
贈与税の税率構造の見直し	相法21の7、措法70の2の5①	
相続時精算課税制度の適用対象拡大	相法21の9、措法70の2の6	
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し	措法70の2、H27改正法附則97	
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	措法70の2の3	平成27年 4月1日 以降

今回の改正のうち「相続税の基礎控除の縮小」、「相続税の税率構造の見直し」、「小規模宅地等の特例の適用面積拡大」について紹介する。

3 相続税の基礎控除の縮小

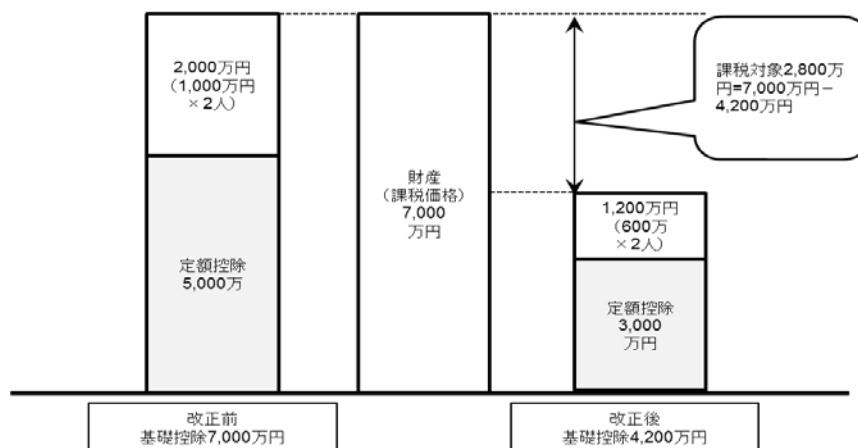
平成 25 年度税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続から相続税の基礎控除が縮小された(相法 15 ①)。

平成 26 年 12 月 31 日以前の相続については基礎控除額が 5,000 万円、法定相続人 1 人につき 1,000 万円であったが、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続については基礎控除が 3,000 万円、法定相続人 1 人につき 600 万円と 6 割に縮小された。

改正前		改正後	
定額控除	5,000 万円	定額控除	3,000 万円
比例控除	1,000 万円×法定相続人の数	比例控除	600 万円×法定相続人の数

この改正により、下記の例のとおり 7,000 万円の財産を法定相続人 2 人(配偶者と子 1 人)が法定相続分で取得する場合、改正前であれば基礎控除額 7,000 万円(定額控除 5,000 万円+法定相続人比例控除 2 人×1,000 万円)以下であり、相続税の課税対象とはならなかった。しかし、改正後では基礎控除額が 4,200 万円(定額控除 3,000 万円+法定相続人比例控除 2 人×600 万円)となり、改正前後で比較すると基礎控除額が 2,800 万円(改正前 7,000 万円-改正後 4,200 万円)減少し、結果、相続税の課税対象は 2,800 万円(改正後 2,800 万円-改正前 0 円)増加する。さらに、相続税が新たに 160 万円発生することとなる。

例:財産(課税価格)7,000 万円、法定相続人 2 人(配偶者と子 1 人)、法定相続分で取得



	改正前	改正後
課税対象	0 円=7,000 万円-7,000 万円	2,800 万円=7,000 万円-4,200 万円
相続税	0 円	160 万円=配偶者 0 円+子 160 万円 (配偶者に対する相続税額軽減適用有)

4 相続税の税率構造の見直し

相続税の基礎控除の縮小に合わせて、相続税の税率構造の見直しが行われた(相法 16)。最高税率が、平成 26 年 12 月 31 日まで 50%であったが、平成 27 年 1 月 1 日以降では 55%に引き上げられた。さらに税率構造についても改正前の 6 段階から 8 段階になった。

課税価格が 1 億円以下の段階では、改正前後で変更はない。しかし、改正後では、3 億円以下の段階が 2 億円以下と 3 億円以下に分かれることになり、3 億円以下の段階の税率が 45%と引上げになっている。さらに、3 億円超の段階も改正後は、6 億円以下の段階と 6 億円超の段階に分かれ、6 億円超の段階の税率は 55%と引上げになっている。

改正前			改正後		
法定相続分に応ずる各人の取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる各人の取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	-	1,000 万円以下	10%	-
1,000 万円超 ~ 3,000 万円以下	15%	50 万円	1,000 万円超 ~ 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 ~ 5,000 万円以下	20%	200 万円	3,000 万円超 ~ 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 ~ 1 億円以下	30%	700 万円	5,000 万円超 ~ 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 ~ 3 億円以下	40%	1,700 万円	1 億円超 ~ 2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超 ~	50%	4,700 万円	2 億円超 ~ 3 億円以下	45%	2,700 万円
			3 億円超 ~ 6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超 ~	55%	7,200 万円

5 小規模宅地等の特例の適用面積拡大

個人が相続または遺贈により取得した財産のうち、相続の開始の直前において、被相続人等の事業の用または居住の用に供されていた一定の宅地等で、下記の限度面積までの部分につき、下記割合を相続税の課税価格に含めないことができる(措法 69 の 4)。

ただし、相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできない。

(1) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積の拡大

特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積は、改正前まで 240 m²が限度面積であったが、改正後は 330 m²と拡大された。

(2) 特定事業用等宅地等および特定居住用宅地等を併用する場合の適用対象面積の拡大

改正前までは、特定事業用等宅地等(特定事業用宅地等または特定同族会社事業用宅地等)および特定居住用宅地等を特例の対象として選択する場合、限度面積は合計400㎡までであった。しかし、改正後は、それぞれの適用対象面積までの併用が可能となり(特定事業用等宅地等400㎡、特定居住用宅地等330㎡)、最大730㎡となる。ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合には、これまでどおりの計算となり、200㎡(併用の場合も同様)が最大となる。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等		80%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	200㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等		
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等	330㎡ (改正前 240㎡)	80%

(出典: 国税庁ウェブサイト タックスアンサー №4124)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 広島事務所

所在地 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 3-33
広島ビジネスタワー16階

T e l 082-222-7066(代)

email tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。